



(報道関係各位)

令和5年2月6日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 健康管理課（総合保健センター内） 担当者：伊藤

☎049-224-8811（代表）内線 7666 Fax：049-225-2817 メール：kenkokanri@city.kawagoe.lg.jp

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの 任意接種助成制度の実施について

概要

HPVワクチンの予防接種については、昨年から積極的な勧奨を再開したところであり、併せて勧奨の差控えにより定期接種の対象年齢を逃してしまった方への接種（キャッチアップ接種）を実施しています。

この度、市では、定期接種の対象年齢を過ぎてからキャッチアップ接種が開始されるまでの間に、任意予防接種として自費でHPVワクチンの接種を受けた方に対し、その接種費用を助成することといたします。

助成の内容

■実施期間

令和5年2月10日から令和7年3月31日まで

■対象者

以下の(1)～(3)の要件全てに該当する方

- (1) 令和4年4月1日時点で本市に住民登録があり、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること
- (2) 定期接種の対象期間中にHPVワクチン3回の接種を完了せず、その後令和3年度の末日までに日本国内の医療機関でHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと
- (3) 助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと

■対象となる予防接種の種類

2価HPVワクチンまたは4価HPVワクチンによる予防接種
(9価HPVワクチンによる予防接種は対象外)

■助成金額

実際に支払った接種費用と1回当たりの上限額17,820円のいずれか少ない額
(支払った額を領収書などで証明できない場合、1回当たり一律15,000円)



助成金の申請

■申請方法の概要

市が指定する申請書に、実費を支払った事実及びその額を証明できる書類の原本、接種の記録が確認できる書類の写し等を添付して、健康管理課予防接種担当宛てに郵送又は持参していただきます。

必要な添付書類の詳細等は市ホームページをご参照ください。

■申請書類の入手方法

市ホームページに掲載するものを対象者自身でダウンロードのうえ印刷していただくか、又は健康管理課の窓口で配布します。

その他

■周知方法

広報川越（4月号を予定）、市ホームページに掲載します。

また、キャッチアップ接種の対象者に対しては、国の制度変更に係る個別通知を令和4年度中に送付する予定ですので、その際に併せて周知します。

■他市の状況

市が調査したところ、令和4年12月1日時点で、埼玉県内63市町村のうち45市町で同様の制度を実施しています。